

農地法第5条の許可申請提出書類

提出書類	部数	備考
1 許可申請書	申請人の数+2部	申請人の数+2部(村・県)
2 土地登記簿謄本	2	法務局 (原本1部、コピー1部)
3 土地の公図	2	法務局 (原本1部、コピー1部)
4 計画図(平面図、配置図、用排水図)	2	建築面積等がわかる図面
5 一筆の内の一部転用の場合は求積図	2	土地の確定に必要な地積測量図
6 資金計画書(様式第5号の4) (預金残高証明書【通帳の写し可】、融資証明書)	各2部	※融資証明は金融機関が発行する融資証明書、融資内諾書、事前審査(仮審査)結果通知書等です ※融資相談受付票、借入申込書等は受付不可となります
7 位置図(住宅地図、Googleマップ等)	2	申請地をマーカーで色づけすること
8 目的が資材置場、駐車場の場合は事業計画書(様式第5号の5)	2	既存置場の利用状況がわかる位置図(住宅地図等)及び現況写真
9 印鑑証明	2	譲受人・譲渡人(原本1部、コピー1部)
10 契約書の写し	2	(売買、贈与、賃貸借、使用貸借等)
11 その他必要書類	2	

【注意事項】

- ① 登記簿謄本、土地の公図、印鑑証明などの**証明書類は発行から3か月以内のものとする。**
- ② 他法令の許認可、届出等を必要とする場合は、許可証明書又は申請したことを証する書面を添付して下さい。
- ③ **一筆の土地の一部転用する場合は、分筆登記を先に済ませて下さい。**(やむを得ない場合は、土地の確定に必要な実測図又は求積図を添付して下さい。)
- ④ 登記簿上の表示と現在の表示が符号しない場合は、住民票、戸籍の附表、戸籍抄本等で同一人であることを証する書類を添付して下さい。
- ⑤ 申請人が法人の場合は、定款又は寄付行為、法人登記簿謄本、議事録の写しを添付して下さい。
- ⑥ 提出書類は**1～10番の順に揃えて提出**して下さい。
- ⑦ 申請後は、現地調査のため、申請箇所がわかるよう現地に看板等の目印を設置して下さい。

※ 許可申請書の受付期間は、毎月5日から10日までです。(5日、10日が休日等の場合翌開庁日)